

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書

受付印

令和 年 月 日

宇治田原町長 様

納税義務者	住所（所在地）	宇治田原町		
	氏名（名称）		電話番号	(0774) -

地方税法附則第15条の9第9項又は第10項に規定する熱損失防止改修住宅（熱損失防止改修専有部分）に係る固定資産税の減額の適用を受けたいので、宇治田原町税条例附則第10条の2第8項の規定に基づき、次のとおり申告します。

（下記の項目について、該当するところの□にチェック印を入れてください）

家屋の 明細	住所（所在地）	☐ 納税義務者と同じ ☐ その他（宇治田原町）		
	種類	☐ 専用住宅（貸家住宅は除く） ☐ 併用住宅（店舗・事務所部分は除く）		
	構造	☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ その他（）		
	延べ床面積	㎡	うち居住の用に供する床面積 ㎡	
	建築年月日	☐ 平成 年 月 日 ☐ 令和		
	登記年月日	☐ 平成 年 月 日 ☐ 令和		
	家屋番号			
住宅の省 エネ改修 工事の明 細	改修工事完了日	☐ 平成 年 月 日 ☐ 令和		
	改修工事の内容	☐ 窓の断熱改修工事（必須工事） ☐ 床の断熱改修工事 ☐ 天井の断熱改修工事 ☐ 壁の断熱改修工事		
	改修工事に要した費用	円（省エネ改修に直接関係する工事費用が30万円以上）		
改修工事完了後3月以内に申告できなかった理由		※工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合にのみ記入してください。		
添付書類	☐ 改修工事に係る明細書の写し（工事の内容及び費用が確認できるもの） ☐ 改修工事の写真（実際に町職員が確認に訪れる場合があります） ☐ 領収書の写し（改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの） ☐ 地方税法施行規則附則第7条第8項第2号の規定に基づく熱損失防止改修工事証明書（建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行したもの）			

(記入例)

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書



令和元年 6月 1日

宇治田原町長 様

納税義務者	住所（所在地）	宇治田原町 大字立川小字坂口18番地の1		
	氏名（名称）	宇治田原 太郎	電話番号	(0774) 88-2250

地方税法附則第15条の9第9項又は第10項に規定する熱損失防止改修住宅（熱損失防止改修専有部分）に係る固定資産税の減額の適用を受けたいので、宇治田原町税条例附則第10条の2第8項の規定に基づき、次のとおり申告します。

(下記の項目について、該当するところの□にチェック印を入れてください)

家屋の 明細	住所（所在地）	☒ 納税義務者と同じ ☐ その他（宇治田原町 _____）			
	種類	☒ 専用住宅（貸家住宅は除く） ☐ 併用住宅（店舗・事務所部分は除く）			
	構造	☒ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ その他（ _____ ）			
	延べ床面積	123.45 m ²	うち居住の用に供する床面積	123.45 m ²	
	建築年月日	☒ 平成 25 年 5 月 8 日 ☐ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
	登記年月日	☒ 平成 25 年 5 月 8 日 ☐ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
	家屋番号	10			
住宅の省エネ改修工事の明細	改修工事完了日	☐ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ☒ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
	改修工事の内容	☒ 窓の断熱改修工事（必須工事） ☐ 床の断熱改修工事 ☐ 天井の断熱改修工事 ☒ 壁の断熱改修工事			
	改修工事に要した費用	450,000 円（省エネ改修に直接関係する工事費用が30万円以上）			
改修工事完了後3月以内に申告できなかった理由		※工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合にのみ記入してください。			
添付書類	☐ 改修工事に係る明細書の写し（工事の内容及び費用が確認できるもの） ☐ 改修工事の写真（実際に町職員が確認に訪れる場合があります） ☐ 領収書の写し（改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの） ☐ 地方税法施行規則附則第7条第8項第2号の規定に基づく熱損失防止改修工事証明書（建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行したもの）				